

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：進学奨励費

## 事業名 高校生等奨学給付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育財務課 管理経理係 電話番号：058-272-1111 (内 3559)

E-mail：[c17773@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17773@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 497,782 千円 (前年度予算額：467,317 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一 般 財 源
前年度	467,317	155,768	0	0	0	0	0	0	311,549
要求額	497,782	165,924	0	0	0	0	0	0	331,858
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成22年4月から授業料が無償化とされたが、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得層は負担軽減・支援がなく、見直しによる所得制限を設けることにより生ずる財源により、低所得者層へ奨学金を給付して、実質的な教育の機会均等を実現する。

### (2) 事業内容

#### 【給付基準】

1. 非課税 (非課税相当と認められる) 世帯
2. 平成26年4月以降の入学者が対象 (学年進行)
3. 対象となる学校種：国公立の就学支援金支給対象校

#### 【支給額】

単位：円

区 分	年 額 (通信制)	《専攻科》	支給額の考え方
生活保護受給世帯	32,300 (32,300)	-	修学旅行費相当額
第1子の高校生等がいる世帯	111,100 (48,500)	《48,500》	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額、通信費
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	141,700 (48,500)	《48,500》	

### (3) 県負担・補助率の考え方

- 【補助率】 1/3 国庫補助  
2/3 一般財源分は地方交付税措置

### (4) 類似事業の有無

- ・「選奨生奨学金」  
成績優秀で経済的理由により修学が困難な者に貸与。
- ・「高等学校奨学金」  
経済的理由により修学が困難である者に貸与。
- ・「子育て支援奨学金」  
第3子以降の者に貸与。
- ・「定時制・通信制課程修学奨励費」  
就労している修学困難者に貸与。

## 3 事業費の積算内訳（単位：千円）

事業内容	金額	事業内容の詳細
高校生等奨学給付金	497,782	低所得層の教育負担の軽減を図ることを目的とする。
合計	497,782	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 国・他県の状況

平成26年度から開始された国庫補助事業で、すべての都道府県で実施されている。令和2年度から非課税相当と認められる世帯も補助対象となった。

### (2) 後年度の財政負担

国の予算状況により、補助率・地方交付税措置の見直しが図られる可能性がある。

### (3) 事業主体及びその妥当性

国庫補助要件は、県内高等学校等に在籍する生徒・学生であることを要件としており都道府県が事業の実施主体として行わなければならない。

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成 22 年 4 月から授業料が無償化とされたが、無償化前から授業料が全額免除されていた低所得層は負担軽減・支援がなく、見直しによる所得制限を設けることにより生ずる財源により、低所得者層へ奨学金を給付する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
受給要件を満たす者に貸与する支給率	— (H )	100% (H29)	100% (H30)	100% (R2)	100% (—)	100%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

#### ・事業の活動内容

高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度を実施。

#### [給付実績]

令和元年度      3,477 人    339,058 千円

### （前年度の成果）

#### ・前年度の取組により得られた事業の成果

高等学校等に在学する生徒等（高校生等）の保護者等で、岐阜県内に住所を有し、保護者等全員の市町村民税所得割額非課税相当である者に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度であり、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	要件を満たすすべての申請者に対して給付ができており、事業成果が得られている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	本給付金の支給要件である保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税相当であるかは高等学校等就学支援金の審査により確認ができるため、就学支援金の支給決定後に受付を開始し、申請者の証拠書類の提出を簡略化するなど効率化を図っている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>本事業は都道府県が行う奨学のための給付金事業を実施するために必要な経費について、国が予算の範囲内で補助金を交付する（国庫負担 1/3）補助事業であるが、県負担が 2/3 であり負担割合が大きく、交付税の措置状況等、国の動向を注視していく必要がある。</p>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。</li> </ul> <p>国の事業内容、補助金要綱、財源措置及び奨学金事業の情勢等を把握し、柔軟に対応していく。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	—
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	—

